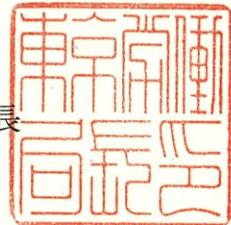


東労発基 1116 第 3 号
令和 3 年 11 月 16 日

労働災害防止団体等の長 殿

東京労働局長



令和 3 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の実施について

平素より、東京労働局の行政運営、とりわけ労働安全衛生行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

東京労働局におきましては、第 13 次東京労働局労働災害防止計画（平成 30 年度からの 5 か年計画）に基づき「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとする官民一体となった労働災害防止に向けた取組を推進しています。

※一方で、東京労働局管内の本年における労働災害発生状況は、10 月末時点 で死亡者数 38 人（前年同期比 +14 人）、休業 4 日以上の死傷者数 9,349 人（前年同期比 +2,120 人）とともに増加で大変憂慮すべき状況となっており、第 13 次労働災害防止計画の 4 年目として、更なる労働災害防止の取組が求められています。

このような状況を踏まえ、慌ただしくなる年末・年始をとらえ、労働災害防 止活動の活性化及び労働災害の防止を目的とした「令和 3 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、都内各事業場の安全気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとします。

つきましては、本強調期間の趣旨をご理解いただき、別添要綱による取組に ご協力賜りますようお願いいたします。



令和3年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

令和3年11月
東京労働局

1 趣旨・目的

慌ただしくなる年末・年始をとらえ、「令和3年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。特に死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業については、労働災害防止対策の推進を強化する。

2 取組期間

令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動、感染症防止等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

（1）行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の気運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 災害多発元請建設店社に対する労働災害防止指導の強化
- ④ 労働基準監督署による集中的な建設現場指導
- ⑤ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑥ 各事業場における安全衛生宣言活動の推進

（2）各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
- ⑤ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑥ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑦ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 朝礼、ミーティング等を通じた不安全行動防止のための一人ＫＹ等の実施
- ⑨ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組

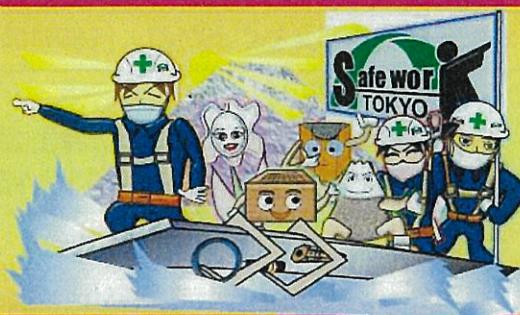


令和3年度

年末・年始

セーフ ワーク
Safe Work

推進強調期間



～建設業における死亡・重篤災害が増加中～
建設現場に対して集中パトロールを実施します！

期間 令和3年12月1日（水）～ 令和4年1月31日（月）

死亡災害では、依然として建設業が最多（本年10月末現在15人、前年同期比で4人増）であることから、集中的な建設現場の指導を実施します。



安全衛生管理活動の活性化と墜落・転落防止対策の徹底をお願いします！

～皆様へのお願い～

①年末年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営

繁忙期には、安全衛生に配慮した計画的な事業運営を行うことが特に重要です。

②労働災害防止の気運の醸成に向けた取組

Safe Work ロゴマークの掲示、管理職や従業員への感染症防止に配慮した研修の実施、労働安全衛生に関する行事の開催、安全標語の募集を行うなど。

③各関係団体幹部、各事業場の経営トップによるパトロールの実施

④感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催

⑤積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底

⑥大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底

⑦過去に発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底

⑧不安全行動防止のための「一人KY（危険予知）」等の実施

⑨その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組

上記以外にも安全衛生の取組はたくさんあります。



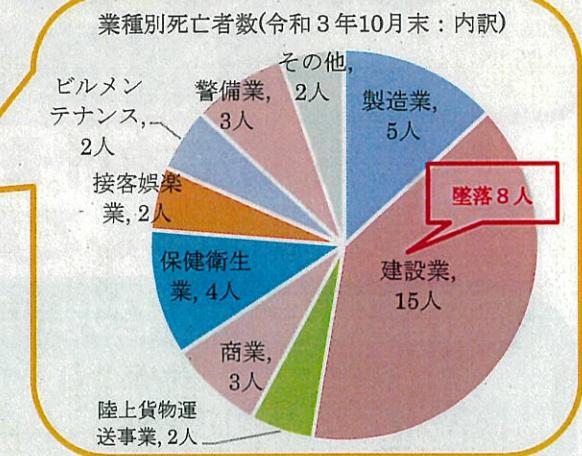
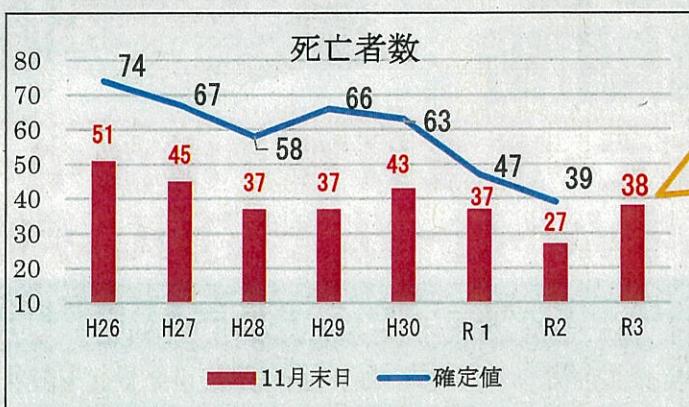
東京労働局・労働基準監督署

(2021.11)

令和3年（10月末時点）の東京労働局管内の労働災害発生状況は、以下のとおりです。
年末・年始を迎えるにあたり、各事業場において、労働災害防止に向けた取組強化をお願いします！

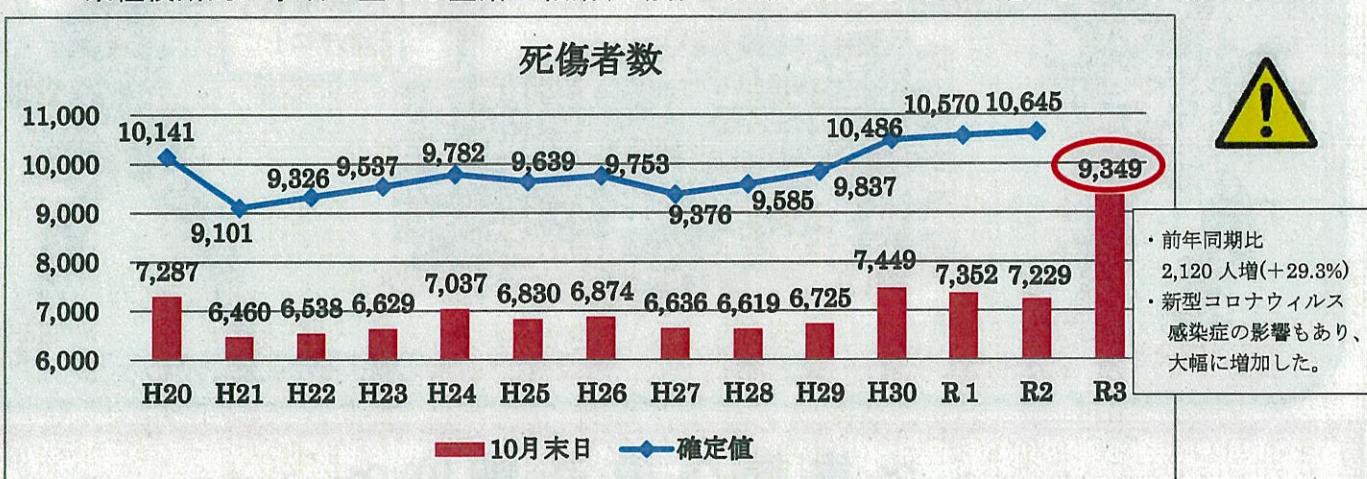
死亡者数 (38人)

- ・製造業5人、建設業15人、陸上貨物運送事業2人、商業3人、保健衛生業4人など。
- ・全業種で墜落・転落により13人死亡、前年より9人増加。

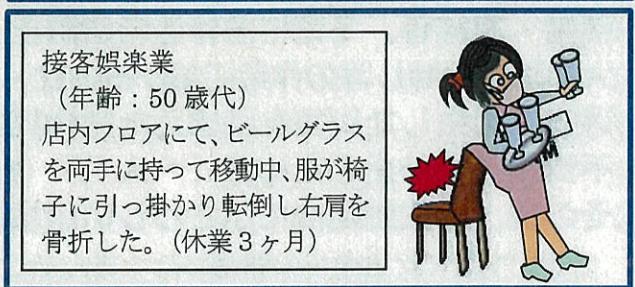
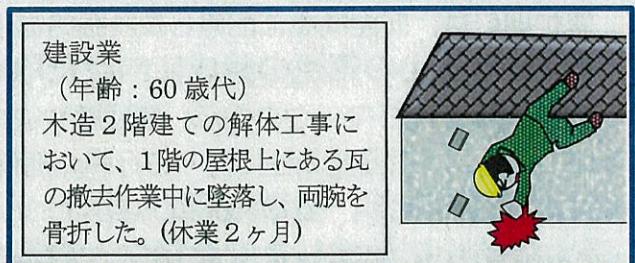


死傷者数 (9,349人)

- ・昨年同期より大幅に増加。4年連続で年間1万人を超える恐れ。
- ・昨年と比べ、建設業、陸上貨物運送事業、商業、保健衛生業、清掃・と畜業で増加。
- ・業種横断的に事故の型では墜落・転落、動作の反動・無理な動作が増加。転倒灾害も多発。



年末・年始に発生した災害事例 (令和2年12月～令和3年1月に発生)



労働災害発生状況、労働災害防止に関するパンフレット等は東京労働局ホームページをご覧ください。